

令和4年6月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和4年7月 5日(火) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時 2分

場所 第2委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長
岡田静佳副委員長
阿左美健司委員、千葉達也委員、新井豪委員、長峰宏芳委員、
金野桃子委員、岡重夫委員、萩原一寿委員、蒲生徳明委員、
町田皇介委員、辻浩司委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
金子直史福祉部長、岸田正寿福祉部副部長、和泉芳広少子化対策局長、
藤岡麻里地域包括ケア局長、横田淳一福祉政策課長、佐々木政司社会福祉課長、
宮下哲治地域包括ケア課長、播磨高志高齢者福祉課長、
鈴木康之障害者福祉推進課長、鈴木淳子障害者支援課長、
石井哲也福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、松井明彦こども安全課長、
我妻卓哉こども安全課児童虐待対策幹

[県民生活部]
浪江美穂スポーツ振興課長

[保健医療部]
根岸佐智子疾病対策課長

[産業労働部]
倉持和之雇用労働課副課長、白石直哉産業人材育成課副課長

[教育局]
山口将毅総務課副課長、原子一彦特別支援教育課主幹兼主任指導主事

会議に付した事件

障害者の自立支援について

阿左美委員

- 1 「1（1）障害者手帳所持者」について、精神障害者手帳所持者数が他の障害の手帳所持者数と比べて伸びが大きいのはなぜか。どのような精神疾患が増えているのか。
- 2 障害者の地域移行の促進には、障害者基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の機能の充実も重要と考える。また、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等がそれぞれ単体で機能するのではなく、複数の事業者との連携や協力が重要と考えるがどのように考えているか。
- 3 ヘルプマークの普及促進について、最近は電車やバスでカバン等に付けている人を見掛けるようになってきたが、本人が必要なときに必要な支援を届けるためには、更に多くの方にヘルプマークを知ってもらうことが必要と考える。今後、県としてどのような取組をしていくのか。

障害者福祉推進課長

- 1 増加の理由としては、障害者雇用促進法が平成30年に改正され、障害者雇用義務の対象として精神障害者が追加されたことや、障害者雇用率が段階的に引き上げられていることが主な要因と考えている。また、疾病別では、うつ病など気分障害と分類される疾病や、発達障害が大きく増えている。手帳の取得が就労に有効であることに加え、発達障害については一般に知られるようになったことも、手帳所持者数の増加の一因と考えられる。
- 3 県では、県公式SNSやホームページ、ラジオ番組などを通じた普及啓発のほか、鉄道事業者や公共施設等におけるポスターの掲示など、様々な形でより多くの県民に知ってもらうための取組を行ってきた。さらに、本年1月には、県内在住のヘルプマーク利用者6人をヘルプマーク普及大使として任命し、ヘルプマーク利用者が実際にどのような援助を必要としているかなどを、当事者目線で情報発信するなど普及啓発に取り組んでいる。

障害者支援課長

- 2 障害者基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の重要性は県でも認識しており、地域生活の要となると考える。現在、県内では基幹相談支援センターが48市町村に43か所、地域生活支援拠点等が34市町村に27か所の整備が完了している。整備が終わっていない市町村に対しては、現在の障害者支援計画では計画期間中である令和5年度までに整備が進むように支援しているところである。市町村への働き掛けやアドバイザーの派遣事業も活用して、着実な整備に取り組んでいく。

萩原委員

- 1 昨年の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により、医療的ケア児に関わる大きな転換が図られている中で、地域の現場でどのように進めているのか。今後の配置計画はどのようになっているか。また、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修はどのようなものか。
- 2 家族への支援について、具体的にはどのようなものか。
- 3 放課後等デイサービスは、運営に係る人材の確保が大事であるが、看護資格を持つ者

の配置状況はどのようになっているのか。また、県として人材の確保にどのように取り組んでいるのか。

障害者支援課長

- 1 現在、医療的ケア児等コーディネーターとして市町村が位置付、配置している市町村は41市町村で95人、そのほかの市町村は人事異動などで増減はある。まだ全ての市町村に配置されていないので、その他の市町村については速やかに研修を受けてもらい、配置するよう努めている。カリキュラムについては、医療的ケアに係る医療的な内容、福祉に係る制度的な内容、ライフステージの段階ごとの課題にそれぞれ対応できる支援の在り方、地域における支援の在り方等の構成で、医師や看護師その他のメンバーで連携して取り組んでいる。
- 2 家族の身体的、精神的な負担が大きいと、レスパイトケア事業として医療機関や医療型入所施設におけるショートステイや訪問看護ステーションなどにおけるデイサービスを行っており、それを実施した施設に対して県が補助を行っている。引き続き多くの施設で行うことができるよう関係団体や市町村に対して働き掛けを行っていく。
- 3 医療的ケア児の受入れをするための、ベッド等の設備の支援、また必要な喀痰吸引等の資格を得るための研修費用の補助等を行っている。

萩原委員

- 1 コーディネーターが配置されていない市町村に対して、配置に努めるということだが、具体的にどのように行うのか。
- 2 令和3年度予算特別委員会でも質疑したとき、県として家族の会についても、在り方検討会議で検討するとの答弁があった。現在、どのように検討しているのか。

障害者支援課長

- 1 コーディネーターが設置されていない市町村については、障害福祉の相談支援の専門家をアドバイザーとして派遣し、令和5年度末までの設置を目指している。また、地域により医療的ケア児が余りいない、専門家が不足している等の地域もあるので、圏域での設置といった形態の助言も行っている。
- 2 在り方検討会議においても非常に大事だと委員からも意見が出ている。会議での意見も踏まえ、家族のネットワークや家族の情報共有の場についての検討も行っており、医療的ケア児支援センターの設置と合わせて今後整理をしていく。

千葉委員

- 1 在宅サービスのホームヘルプ、ショートステイや就労継続支援事業所、生活介護事業所、障害児通所支援事業所、さらに、障害児、障害者入所施設について、待機者がいるのか。
- 2 障害者就労支援をする企業への支援について、協力する企業を増やすためには、企業に何らかの特典を与えると継続してくれたり、また、多くの企業が参加してくれたりすると思うが、支援についての具体的な内容はどのようなものか。

障害者支援課長

- 1 ホームヘルプ等の待機者は、現在、市町村の相談支援事業を活用し、マッチングが図られているため、現時点で個別サービスが使えなくて困っているという方は、実際には

いないと聞いている。全般的にはそのような状況であるが、入所施設については、待機者が1,500人程度で推移している。これは、在宅で障害者を介助する親などから、先々のことを案じて入所施設への入所を希望する方が多くなっているためであり、非常に待機者が多くなっている。このような課題については、国に障害者入所施設の整備について強く要望して、整備に努めている。

雇用労働課副課長

- 2 障害者の雇用促進等に関する法律により、障害者の雇用機会の確保のため、雇用率に相当する人数の障害者の雇用を事業主に義務付けている。現在は43.5人以上従業員を雇用する事業主は、従業員の2.3%以上の障害者を雇用することになっている。また、従業員100人超の未達成企業は不足一人当たり50,000円を支払い、また、多く働いている超過企業にその分を分配する「雇用納付金制度」という仕組みがある。また、達成していない企業は公表するなどペナルティがある。そのようなことが障害者を雇用する動機となっている。

千葉委員

- 1 待機者が1,500人程度おり、国に対して継続的に要望をしているとの答弁だったが、県として何か対策を考えているのか。
- 2 雇用達成していない企業がいる理由は何か。達成するために県はどのような努力をしているのか。

障害者支援課長

- 1 整備を働き掛ける一方で、実際に不安を抱えて入所を希望する方の中には、地域での生活を希望する方や、状況が整えば地域での生活が可能である方が含まれている。そのため、今年度から重度者向けのグループホームの整備事業に初めて着手し整備を進めている。今後は、このような重度障害者グループホームで安心して暮らせる体制と入所施設の整備を同時並行で取り組んでいく。

雇用労働課副課長

- 2 障害者雇用の経験がないことや障害者の仕事がないといった理由が多い。対策としては、仕事の全てを障害者が行うのではなく、単純な作業や身体障害であれば座ってできる仕事など、障害の特性にあった仕事を事業所の中で見つけ出して提案するなどの働き掛けを行っている。

町田委員

- 1 ショートステイについては、コロナ禍において感染症防止のため、利用制限を課す事業所があると聞いている。第6波が収束して通所サービスはおおむね利用制限が解除されたとのことだが、ショートステイについてはいまだに利用制限が続いている。重度の障害者を待機させるわけにはいかず、いろいろな事業所に当たった結果、離れた市町村の事業所で受け入れてもらったと聞いた。こうした利用制限の実態を県では把握しているのか。
- 2 障害児者入所施設の整備について、先ほどの答弁で待機者がかなりいるということが分かった。令和4年2月定例会の福祉保健医療委員会の答弁では、施設整備費の国の予算が、令和2年度174億円だったのが、令和3年度には4分の1の48億円となり、

大幅に削減されたとのことだった。採択件数も令和2年度は入所施設、通所施設、大規模修繕とかあるが、68件の申請全てが採択された。それが、令和3年度は42件申請して1件のみ採択されたと聞いている。そこで、令和4年度の申請件数、採択件数はどのようになっているのか。

障害者支援課長

- 1 全ての事業所への調査は行ってはいないが、第6波が収束した頃からかなり落ち着き、受入れを行っている施設が増加している。施設により、部屋のレイアウト等の関係で、他の入所者への影響等も考慮するために、慎重な対応をしている施設もあると聞いている。そのため、感染対策等の相談と施設利用のニーズへの対応とを両立していく。
- 2 令和2年度までは国の予算が潤沢だったため、申請した案件は全て採択されるということが2年ほど続いていた。令和3年度及び4年度と予算が48億円となり、令和3年度は補正予算で、国土強靱化の対策にマッチしている申請のみ採択された。令和4年度当初予算では、6件申請して1件が内示されている。

町田委員

障害児者入所施設の整備について、令和3年度及び令和4年度と予算が削減されている。これは、コロナの予算との兼ね合いもあると思っているが、今後、この予算が戻るのか危惧している。このような国の予算付けの動向があるとすれば、県の障害者施策全般にも大きく関わってくると思うが、どのように考えているか。

障害者支援課長

県も同じように考えている。厚生労働省の職員との話では、現時点では何とも言えないが、なかなか戻る見込みはないのではないかとこのような感触を伺っている。その中で必要な整備をどのように進めていくかについては、県としても非常に重い課題だと考えており、採択されなかった団体には、活用できそうな融資制度を紹介している。ただし、入所施設の場合、整備金額が大きいため国の予算が採択されないと難しい。このような課題を重く受け止めながら、県として何かできることがないかということについて、引続き検討していく。

蒲生委員

- 1 障害者の虐待について、市の調査結果と家族の思いとのかい離があることが多いと聞いているが、市の調査がどのように行われているのか。また、市の調査ができるだけ正確に行われるように、県がサポートするような体制をしっかりとってもらいたいと考えるがどうか。
- 2 医療的ケア児への支援について、現在、医療的ケア児コーディネーターの配置が41市町95人であり、今後も全市町村配置に向けて努力していくとのことだが、これは迅速に行わなければならないと考えている。全市町村へ配置する目標年度を明確にしてもらいたいがどうか。
- 3 障害者の工賃の向上について、以前、国が工賃向上のためにキャンペーン的なものを進めたが工賃は上がっていない。障害者及びその親たちの未来を考えると、ある程度工賃が向上していく夢を与えていくことが重要と考える。県が本気になって工賃向上に取り組むべきと考えているが、今後どのように取り組んでいくのか。

障害者支援課長

- 1 障害者への虐待が発生した場合、基本的には市町村が調査をして認定を行うが、得られた情報の中で必要性が認められる場合や、市町村から要請がある場合は、県も市町村とともに調査を行っている。また、市町村によっては調査に不慣れな場合もあるため、研修の実施やマニュアルの提供を行うほか、相談があれば調査に同行する場合もある。
- 2 現在の障害者支援計画で目標に定めており、遅くとも令和5年度末までに全ての市町村で、また、単独が難しい場合には圏域での設置も含めて設置をするよう取り組んでいる。
- 3 コロナ禍において、工賃が非常に厳しい状況にあると認識している。県では販路拡大や販売促進に取り組む事業所に対して技術支援員を派遣している。その専門家の力を得て、販売方法やパッケージ方法など、工夫するための助言を行っている。また、県では優先調達に力を入れており、県の保健所や児童相談所の清掃は障害者就労施設に発注している。こうした取組を市町村へ呼び掛け拡大していく。

蒲生委員

障害者への虐待について、県と市が協力して調査を行うことは非常に重要なことである。しかし、市町村が通報を受けた場合は、市で調査が進められ、その結論は公平性に欠けると思われる事案もある。そこで、市から要請を待つだけでなく、県がある程度積極的にその間に入ってチェックするなど、県と市の連携の在り方を考えられないか。

障害者支援課長

重い課題であることを改めて認識したところである。市町村の認定調査となるが、内容が重いものについては県が監査に入るなど、できる限りの工夫をしているところである。今後も弱い立場であることを踏まえ、どのような取組ができるのか検討していく。

金野委員

- 1 高次脳機能障害者が約19,000人であることだが、この人数は国の推計値から推計していると思う。しかし、10年ほど前の戸田市では、140,000人に対して高次脳機能障害者は多くても二桁だったことなどを考えると、現実の数字とかけ離れているのではないかと思うが、どのように実態を把握しているのか。
- 2 国の地域保健医療計画では、多様な精神疾患として、思春期の精神疾患、自殺対策、依存症対策などに含めて、高次脳機能障害を明記しているが、県の計画では明記していない。これは、県の総合リハビリテーションセンターに一任しているという考えが理由だと思うが、総合リハビリテーションセンターでは小児の対応ができないと聞いている。県は多様な精神疾患について、高次脳機能障害について明記していない理由は何か。
- 3 触法精神障害者について、対象者の状況、地域移行の取組、再犯の状況はどのようになっているか。
- 4 発達障害児者への支援の診療・療育体制の強化について、予約が取りにくいという声を聞くが、中核発達支援センター、発達障害地域療育センターの待機状況はどのようになっているか。また、中核発達支援センターは西部、東部、熊谷市などに多いが、今後拡大する考えはあるか。

障害者福祉推進課長

- 1 国が平成28年度に実施した「生活のしづらさなどに関する調査」から推計している人数である。国が令和3年度に改めてこの調査を行う予定であったが、コロナの影響により延期となり、令和4年度に調査を行う予定だと聞いている。この調査によって、実態に近い人数が出ると考えている。
- 2 総合リハビリテーションセンターにおいて小児科は対応できないため、高次脳機能障害者に対応できる医療機関の中で、小児の対応ができる医療機関をホームページで公開している。
- 3 殺人や放火などの罪を犯した精神障害者である医療観察法対象者は、地域移行の支援が難しいケースが多いことから、県精神保健福祉センター自立訓練施設「けやき荘」で積極的に受け入れている。令和3年度は利用者の4割が医療観察法対象者である。医療観察法対象者を含めて精神科病院から地域移行される場合、住まいの確保、日常生活の自立、病状を安定させるための服薬管理などが必要となるため、地域の医療や福祉などの関係機関の連携を促進して、しっかりと支援できる体制を構築していきたい。
- 4 中核発達支援センターの待機期間は約5.1月となっている。地域療育センターの待機者はいない。県内には三つの中核発達支援センター以外に、発達障害を診られる医療機関が190あり、それをホームページで案内している。県としては、そうした医療機関を受診してもらうなど、中核発達支援センターに集中しないような方法を考えていきたい。

疾病対策課長

- 2 多様な精神疾患には、国が示す幾つかのモデルのうち、てんかんや発達障害、高次脳機能障害なども含まれている。しかし、県の場合、精神科の領域を超えて、他の診療科と連携して取り組むことが必要なものについては、それぞれの所管する課が独自の診療ネットワークを構築して対応することとしており、計画の一覧表からは除外しているが、該当するそれぞれの診療ネットワークを別に記載している。

金野委員

- 1 高次脳機能障害について、国の明示する例示にも高次脳機能障害は明記されており、他の都道府県では計画に明記し、市中の病院を相談体制として位置付け、実態把握に努めている都道府県もあると聞いている。改めて、他の診療科との連携が必要だからこそ、体系に位置付けて、国の推計から患者数を出すのではなく、実数の把握に努めていくべきではないかと考えるがどうか。
- 2 中核発達支援センターを予約しても、受診できるのが5か月後では不安がある。待機期間の縮小に向け、中核発達支援センター機能の一部を他の医療機関に分担させるという方法もあると考えるがどうか。

疾病対策課長

- 1 精神科の医療機関に対して、診療機能を調べるための調査を年に1回行っている。一方、てんかんについては、小児科など幅広い診療科にわたるため、その調査とは別に診療機能を調査している。発達障害や高次脳機能障害についても所管課でネットワークを作り調査を行っているため、精神保健の担当課としてはそうしたネットワークと連携し、対応していく。

障害者福祉推進課長

- 2 5. 1か月の待機期間は長いと認識し、解消していきたいと考えている。中核発達支援センターは診療と療育がセットでできることが一番の魅力である。このことから地域にある医療機関と療育機関を連携させ、地域における医療・療育の機能を増やしていきたいと考えている。

新井委員

- 1 発達障害者の数について、平成28年の厚生労働省の調査では、発達障害と診断された人の数が480,000人とされている。ほかにも文部科学省の調査で、発達障害によって支援を必要とする児童の数がクラスに約6%いるという統計もある。県はどの調査を参考として人数の把握をしているのか。
- 2 発達障害は、ありなしではなく濃淡だと思っている。誰しものが発達障害の要素、特性、症状を持っている。本資料では発達障害者と表記しているが、発達障害者と言い切る線引きはどこにあるか。例えば、厚生労働省の調査では発達障害と診断された人の数とされ、文部科学省の調査では支援を必要とする児童としている。また、発達障害の症状が重くなると精神障害や知的障害の手帳が交付される。そうした様々な状況の中、県は発達障害者の線引きをどのように考えているのか。

障害者福祉推進課長

- 1 文部科学省の調査に基づくものであり、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒数に関する調査を参考としている。
- 2 発達障害はスペクトラムということで断続的であるため、ここからが発達障害という線引きは難しい。県としては、発達障害の診断を受けていなくても、何らかの生きづらさを感じている方は、支援の対象であると考えている。

新井委員

文部科学省の調査では、発達障害者の数については統計がないと前置きをした上で、6%という数字を示している。県がこの資料で発達障害者と言い切っているところの認識を伺う。

障害者福祉推進課長

この資料においては、文部科学省の調査を参考に、特別な支援を必要とする児童生徒から人数を推計している。明確な定義については、国際診断基準に基づいたものなどいろいろな考え方があるが、県としてはそこで線引きするのではなく、本人が生きづらさを感じている人には支援が必要であり、そうした人を対象として取り組んでいきたい。

新井委員

文部科学省の調査では、統計は取っていないと断った上で6%という数字を示している。発達障害は誰しものがその要素を持っており、発達障害者と言い切って線引きをすることは誤解を与えかねないため、このような資料を作成する場合は、発達障害と診断された人の数などと明記しないとイケないのではないかと考えるがどうか。

障害者福祉推進課長

そのような指摘を踏まえ、次回からそうした点にも留意していきたい。

辻委員

就労支援の概要の図について、スタートが「障害のある方（特別支援学校卒業生）」とあるが、通常学級にも障害者の方はいらる。この図の場合、障害のある方は特別支援学校に限定されているように見えるが、このようにした理由は何か。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

特別支援学校以外でも障害者手帳を持っている方については特別支援学校のセンター的機能等を通して、高等学校等への支援をしている。この図について、教育局では、特別支援学校卒業生と限定するものではないと認識している。

辻委員

限定していないのであれば、括弧内の記載は外した方がいいのではないか。

障害者支援課長

特別支援学校の職業教育からスタートする方が多いということから、このような図としたものであるが、一般の概念図としてみると配慮に欠けた図となってしまっている。全ての障害者への就職支援を教育局や産業労働部と連携して取り組んでいるので、指摘を踏まえ、資料を工夫していく。

辻委員

通常学級にいる障害のある児童、生徒に対してはどのような就労支援や職業教育をしているのか。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

主に高等学校での進路指導が多くを占めると思うが、手帳を持つ生徒の就労支援として、挨拶や働く力とは何であるかなど、特別支援学校がセンター的機能としてそのノウハウを高等学校に提供している。

岡委員

県内の自治体において、聴覚障害者協会が設置されていないところは幾つあるか。

障害者福祉推進課長

現在6市町村である。

岡委員

聴覚障害者協会の有無により、様々な社会参加活動への聴覚障害者の参加数に差がある。県では手話言語条例を作って普及に取り組んでいるが、県内の各自治体によって差がある。聴覚障害者協会がある自治体では協会が中心となって、様々なイベントの企画、聴覚障害者の支援に対応しているが、協会がないところではそうした活動が全くなく、協会がある市のイベントに参加するのが実態である。そうした自治体間の差をなくしていくべきと考えるがどうか。

障害者福祉推進課長

聴覚障害者協会がない6市町村に対しては、各市町村の置かれた状況を把握してもらい、協会の設置についても検討するよう働き掛けていく。

前原委員

- 1 日中活動への支援について、梅雨が明け、猛暑の中で働くのが大変と相談を受けた。冷房運転や水分補給など、県はチェックや助言を定期的に行い、施設の環境について把握しているのか。
- 2 平成28年度と令和3年の人数の比較を見ると、障害者通所支援事業所の数が増加している。必要とされている事業の課題と今後の支援策の充実についてどのように考えているか。
- 3 障害児者入所施設の整備について、利用者の希望があるが、平成28年度と令和3年度を比較すると3施設しか増えていない。この数値が示す状況と課題、それに対して今後どのようにするのか。
- 4 発達障害者就労支援センターについて、令和3年度の就職者数が100人とあるが、そのうち離職者はどれくらいか。離職の理由は何か。
- 5 医療的ケア児への支援について、第3回医療的ケア児支援センター等あり方検討会議で、調査結果が提出されている。その結果を受けての県の考え方を伺う。例えば、アンケートで「利用希望があるが利用できないサービス」のうち、一番多いのが通学の支援、2番目に短期入所が足りないという結果が出ている。また、「医療的ケア児のそばからひとときも離れられない」という質問に対しては、「当てはまる」、「まあまあ当てはまる」という回答が、18歳未満で5割弱、18歳以上では6割を超えている。これも含めて、家族の課題や困りごとについてのアンケートでは、「現状や将来への精神的な不安」が18歳未満、18歳以上ともに大変多くなっている。このことについて、県はどのように認識されているのか、また今後の対応をどのように考えているのか。
- 6 手話通訳者の養成講座について、自治体によって取組に差がある。例えば、ふじみ野市であれば、初級、中級、上級を3年かけて行うため、初級を受けたい人は3年待たなければならないことがあるが、川越市などは、各講座が毎年実施されている。聴覚障害者のコミュニケーションを支援するためにも、養成講座の実施方法について、自治体間の差をなくすよう、県が財政支援や指導することはできないのか。

障害者支援課長

- 1 熱中症による健康被害の予防のために、厚生労働省が出している「障害者の特性を踏まえた配慮」と題するパンフレットを6月中に事業所に対して注意喚起を行った。今後も時期を見計らった対応を行っていく。
- 2 放課後等デイサービスは、毎年、8%から17%ぐらいの前年比で急激に増加している。この背景としては、発達障害の認知が広がりや幼いときからの療育の必要性が認識されたことと併せて、女性の就業率の増加や子供を預けるニーズの高まりなどとマッチして、急速に拡大しているものと考えている。こうしたニーズに応じて増加していることはよいが、昨今、主に利潤を追求し、支援の質が低い事業所や適切ではない事業所が増えていることが課題となっている。現在、国において、このような課題に対応するため、令和6年度の次期報酬改定に向けて、人員基準や報酬の在り方などを検討しており、県としても注視していく。一方で、県においても、事業所の質の向上を図るための研修を行うとともに、平成29年度から制度化された、自己点検評価結果の公表義務付けに

ついて、しっかり実施してもらうように取り組むことで、質の向上・確保を求めている。

- 3 障害者入所施設がこの5年間で3施設しか増えていないことは、県としても厳しく受け止めている。一方、国が入所施設を整備しない原則を打ち出した中、県では入所施設の必要性を強く訴え、平成29年度から令和3年度の間5施設整備している。資料では3施設の整備となっているが、そのほかに2施設が「障害児者両用施設」を廃止し、「障害者施設」へと整理したもので、実質的な影響はほとんどない。また、今年度、資料にもある「メゾン・ド・びおもす」は令和3年度の国庫補助金を活用して整備し、令和4年4月1日に県が指定したため、現在は104施設が整備されている。入所施設の整備については、今後もしっかりと取り組んでいく。
- 5 非常に重い調査結果として受け止めている。医療的ケア児から目が離せないという問題に関しては、これまででも力を入れてきたが、レスパイト事業を更に拡充していくことが必要と認識している。ショートステイについても、資源のあるところでないといけないという課題等があるが、更に働き掛けを行い拡充することが必要と考えている。また、家族に関する課題も家族支援の重要性は実態調査の結果からも明らかであり、ネットワークづくり等支援体制の充実の一つの柱として取り組んでいく。

障害者福祉推進課長

- 4 離職者は令和4年5月末現在で8人である。離職理由は、自分に仕事が合わないことや体調不良などである。
- 6 県の手話通訳者養成講習は、複数地域での開催や夜間開催など、なるべく受講しやすくなるよう取り組んでいる。ふじみ野市のような事例については、受講しやすい体制となるような検討を市町村に働き掛けていく。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

- 5 特別支援学校のスクールバス乗車中に医療的ケアが必要となる児童生徒は、スクールバスに乗車できない。そこで、令和4年1月より、福祉タクシーを利用する際の交通費を就学奨励費の対象にする制度を導入し、保護者の経済的な負担や運転の負担の軽減を図っている。

前原委員

- 1 劣悪な施設環境にならないように対応したとのことだが、国の通知などを待たずに県でも定期的に指導・改善を行っているのか。また、保護者や当事者の言葉を聞くという機会についてはどのように保障されているのか。
- 2 発達障害者就労支援センターで就労した100人のうち8人が離職したことについて、低賃金で働かなければならないことや処遇が安定していないことなどが背景にあるのではないかと。生活がかかっているため、工賃についても支援の底上げが必要と考えるがどうか。
- 3 自治体によって、施設整備や指導員の配置について格差があるが、県は把握し、改善指導しているのか。

障害者支援課長

- 1 今年は、国から熱中症に関して通知が出ていないが、県が気候の状況を見て、検索した資料を案内するなど、早めに対応した。今後、国からの通知についても周知を図るな

ど、臨機応変に対応していきたい。また、作業環境について、利用者や保護者からの苦情・相談を受ける機会があり、丁寧に内容を聞き取り、事業所への指導や助言を行っている。引き続き、利用者の立場を考えた対応をしていきたい。さらに、事業所は苦情を受け付けるための相談窓口を設置し、運営規定で定めることになっているため、事業所を指定する際にはそのように指導している。規定に違反する事業所に対しては、しっかりと対応していく。このようなことから、苦情相談の機会は保障されているものと捉えている。

3 地域のバランスを考慮し、施設整備に努めていく。

障害者福祉推進課長

2 一般就労した場合は、最低賃金が保証されている。離職の理由としては、仕事が合わないことや職場で周りの理解が得られないことなどがある。そこで、発達障害者就労支援センターでは、就職後1、2週間は本人から毎日電話をもらい、職場での様子や体調について把握している。その後は、月に1、2回定期的に職場へ訪問し、本人と企業の担当者と会って職場での困りごとへの相談に対応するなど、定着支援を行っている。